

地域独自の予算事業を活用して 皆さんの地域への思いをかたちにしませんか

もっとこうして地域を良くしたい！！



上越市には、広い面積の中に、多くの山々や長い海岸線、豊かな水田、利便性に優れた市街地、それぞれの地域で育まれた歴史や文化があります。この多様性は、上越市の魅力です。

人口減少や少子高齢化が進む中で、このような多様な地域が抱えるそれぞれの課題を解決し、活力の向上を図るためにには、全市的な取組に加え、その地域の実情に合った取組を更に実現していくことが必要と考え、地域独自の予算事業をつくりました。

地域独自の予算事業では、次の3つのことを大切にしたいと考えています。

- 1 地域住民の皆さんのが、住み続けていく上で誇りや愛着を持ち、生活の満足感や質を高めていけるようにしたい
- 2 地域と市が一緒になって、地域資源の活用や地域住民の皆さんとの連携が深まるようにしたい
- 3 地域の団体や地域協議会が取組を提案でき、地域住民の皆さんに身近な機関である総合事務所やまちづくりセンターが市役所の各課と同じように予算を要求できるようにしたい

取組の提案は、年間を通して受け付けています。

まずはお気軽に総合事務所・まちづくりセンターへご相談ください！

「地域独自の予算事業」ができるまでのイメージ

① 地域の団体や
地域協議会が
総合事務所等へ
取組を提案

総合事務所等も
取組を提案



② 提案者が
関係する団体や
総合事務所等と連携し
取組案を具体的に検討



③ 毎年10月頃
総合事務所等が
予算の原案を
つくり、要求



④ 毎年11～2月頃
予算査定

⑤ 毎年2月
市長が市議会へ
予算案を提出



新年度の4月から

⑥ 毎年3月下旬
市議会が予算案を審議



⑦ 毎年3月下旬
予算成立

⑧ 地域の団体や
総合事務所等が
取組を実施



Q. 地域独自の予算事業ってなに？どういうこと？

A. それぞれの地域の課題を解決し、地域の活力の向上を図る取組の実現に向けて、上越市の予算を要求する仕組みです。
地域住民の皆さんや地域協議会からの提案が、総合事務所やまちづくりセンターによって予算として要求され、市議会の議決を経て、地域の団体や市によって実現されます。

制度概要

1 取組を提案できる方

地域の団体 … 2人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体
(政治活動、宗教活動を目的とする法人又は団体を除く)

地域協議会 … 28の地域自治区の各地域協議会

※このほか、総合事務所・まちづくりセンター（以下、総合事務所等といいます）は、自らで取組を提案することができます。

2 取組の実施方法・実施主体

- 提案された取組は、地域の団体が市から補助金の交付を受けて実施、又は、市が直接執行する事業として実施します。
- いずれの方法とするかは、提案者、実施主体となる団体、市が一緒になって検討します。

3 対象となる公益性のある取組

① 地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組
例えば、特産品開発、販売促進、就業促進、交流人口増など

② 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組
例えば、生活支援、郷土愛の醸成、人材育成など

4 対象としない取組

- 新たな公の施設や市道などのインフラ整備
- 単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組
- 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
- 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
- 政治活動・宗教活動を目的とする取組
- 公序良俗に反する取組
- など

5 対象としない経費

- 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費その他社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
- 役員会、総会その他専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
- 事業による直接的な受益が提案者又は提案者に加盟する団体等の構成員又は参加者に限定される備品の購入、設備の設置、備品、設備若しくは施設の修繕等、教室、大会等の開催若しくは参加に係る経費
- 地域独自の予算事業以外の市からの受託事業で当該事業に係る委託料の対象となる経費
- その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

6 予算額の上限・補助率の上限

- 予算額に上限はありません。
- 予算化に当たっては、実現したい取組に対して真に必要な経費を市が精査します。
- 市が補助金を交付する場合、**補助率の上限は補助対象経費の7/10です。**
※ただし、令和元年度～4年度のいずれかに上越市地域活動支援事業を活用してきた取組を継続したい場合は、経過措置が適用されます。

◎経過措置について

取組の区分	補助率の上限	
	令和5年度	令和6年度～令和8年度
経過措置適用事業	10/10	9/10
経過措置適用外事業 (新規の取組など)	7/10	7/10

※令和9年度以降の取扱いについては、現在、市で進めている地域自治推進プロジェクトの中で検討しています。

7 取組の提案

- 取組の提案は、年間を通して随時受け付けています。
- 電話、窓口、郵送、メールなどで、取組を実施しようとする地域自治区の総合事務所等へ実現したい取組を提案してください。
- 翌年度に実施したい取組の提案期限は、**令和8年度から新たに取り組む事業は8月末まで、令和7年度以前から継続して取り組む事業は9月末までです。**
まずはお気軽に総合事務所等へご相談ください。

こちらまでご提案・ご相談ください

地域自治区	事務所	電話番号等	地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ内 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp	安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高土区	中部まちづくりセンター	市役所第二庁舎 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp	浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・ 桑取区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター内 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp	大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
			牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
			柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
			大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
			頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
			吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
			中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
			板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
			清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
			三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
			名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp

8 取組の定期見直し

- ・実施した各取組は4年ごとに成果を振り返り、今後の公費支出の可否や実施方法などの取扱いについて見直します。
例えば、令和5年度から継続した取組は、8年度に見直します。

地域独自の予算事業ができるまでの流れ

① 取組の提案

地域の団体や地域協議会は、実現したい取組を総合事務所等に提案することができます。なお、地域協議会は、取組の実施主体となる他の団体や総合事務所等と調整した上で提案します。

※提案した取組は、市の予算査定や市議会での予算案の議決を経て最終的に予算化されるので、提案したことを持ってその取組の予算化を約束するものではありません。

② 関係者による取組案の具体的な検討

提案者が中心となり、関係する団体や総合事務所等と連携しながら、取組の実現に向けて調査・検討します。必要に応じて市の関係課等とも協議します。

- ☞ 地域の団体が提案者：自らの団体や総合事務所等が実施主体となる場合、提案団体は、総合事務所等とともに調査や検討を行います。また、他の団体に取組の一部をお願いしたい場合、提案団体は総合事務所等と話し合い、関係する団体に調査や検討に加わるように働きかけます。
- ☞ 地域協議会が提案者：提案した地域協議会は、関係する団体や総合事務所等とともに調査や検討を行います。
- ☞ 総合事務所等が提案者：総合事務所等は、関係する団体に調査・検討に加わっていただこう働きかけます。

③ 予算要求

総合事務所等は、予算の原案をつくり、財務部に要求します。

※実施主体となる団体は、総合事務所等と連携して翌年度の取組に向けた準備を始めます。

④ 予算査定

予算要求後は、財務部を中心とした協議を経て、市長が予算案への計上の可否を決定します。

⑤ 市議会へ予算案を提出 → ⑥ 市議会の予算審議 → ⑦ 予算成立

市長が市議会へ予算案を提出し、市議会が予算案を審議します。

⑧ 翌年度に取組実施

地域の団体や総合事務所等が、新年度の4月以降に取組を実施します。

令和7年5月改訂

上越市 総合政策部 地域政策課
TEL (025) 520-5672
MAIL chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp



HPは
こちらから